

第三中学校・第十中学校統合新校
(仮称) 総合子どもセンター・図書館等複合施設
整備基本構想・基本計画

平成28年(2016年)9月
教育委員会事務局子ども教育施設担当

(目次)

1	中野区立小中学校再編計画（第2次）	
(1)	第三中学校と第十中学校の統合の考え方	2
(2)	統合する両校の沿革	3
(3)	統合新校の通学区域等	4
2	計画地周辺に関する状況	
(1)	計画地周辺の現状	6
(2)	計画地の現状	7
(3)	建築条件等	8
(4)	関係法令・条例・指導要綱等	10
3	統合新校校舎等整備の基本的な考え方	
(1)	はじめに	12
(2)	導入する機能	12
(3)	各機能（施設）の主な特徴	12
4	全体施設計画	
(1)	複合施設の整備	17
(2)	施設規模の整理	18
(3)	諸室の機能図	20
(4)	各種計画	22
(5)	基本配置	23
(6)	基本配置の付則事項	26
(7)	外構計画	27
(8)	デザインコンセプト	28
5	工事計画	29
6	今後の留意事項	30

1 中野区立小中学校再編計画（第2次）

（1）第三中学校と第十中学校の統合の考え方

① 統合のスケジュール

平成25年11月に決定した「中野区立小中学校再編計画」（第2次）により、平成30年3月に第三中学校、第十中学校を閉校し、同年4月に統合新校を開校する。また、通学区域の変更も同時期に行う。

統合新校の校舎は、現在の第十中学校の校地に建築するため、現在の第十中学校の校舎を取り壊し、建て替えることとなる。そのため、校舎改築期間中は、現在の第三中学校の校舎を使用する。

② 学校統合委員会の設置

学校統合委員会は、教育委員会から委嘱された委員によって構成され、第三中学校と第十中学校の統合により設置する新校の名称や校章、校歌、校旗、学校指定品、校舎等の施設などについて協議し、その結果を教育委員会に報告することを役割とする。

(2) 統合する両校の沿革

① 第三中学校

昭和22年	中野区立第三中学校開校 校章・校歌制定
昭和24年	校舎落成(10教室)
昭和27年	プール建設
昭和31年	校旗制定
昭和36年	校舎増築工事
昭和38年	体育館完成
昭和44年	給食室完成 給食開始
昭和58年	校庭・正門改修工事完成
平成2年	パソコン教室完成
平成7年	芹澤光治良記念文庫開所式
平成19年	開校60周年

② 第十中学校

昭和29年	中野区立第十中学校開校
昭和32年	校旗・校歌制定
昭和36年	体育館完成
昭和41年	プール完成
昭和49年	校舎改築工事完成
昭和53年	クラブハウス・避難用備蓄倉庫完成
昭和61年	中庭整備完成
昭和63年	校庭改修工事完成
平成4年	コンピュータ室完成
平成5年	ガイダンスルーム設置
平成26年	開校60周年

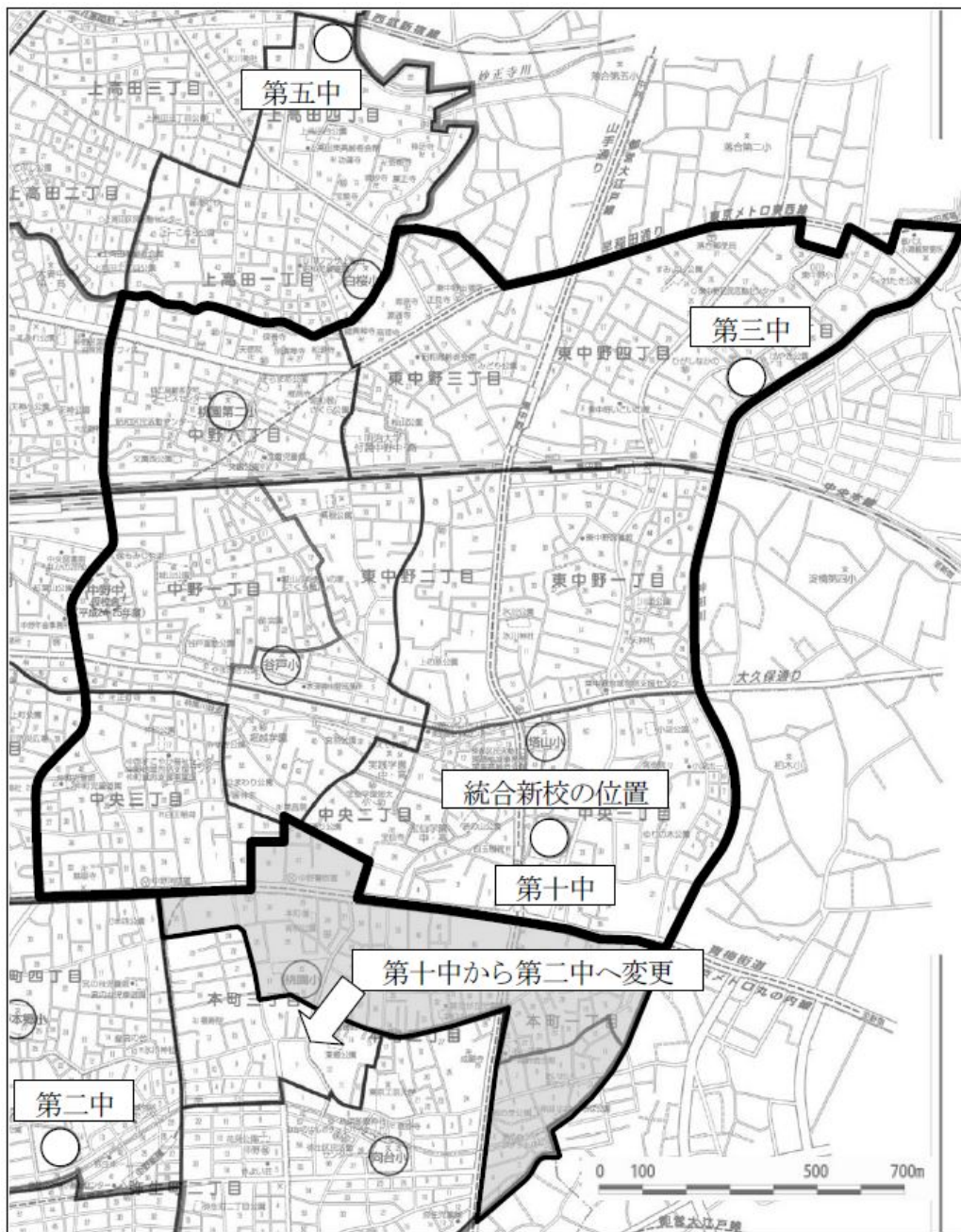
(3) 統合新校の通学区域等

① 予定される通学区域

第三中学校と第十中学校との通学区域をあわせた区域とするが、この統合にあわせて、第十中学校の通学区域のうち、桃園小学校、向台小学校の通学区域(図2の網掛けの部分)を第二中学校に変更する。

なお、統合新校が現在の第三中学校の位置にある間、通学区域が変更になる地域に居住する児童・生徒については、統合新校への指定校変更を認め、新校舎移転後も引き続き通学できることとする。

【図2】第三中、第十中周辺の通学区域



② 想定される学級数

統合新校の学級数の推計値は各学年 3～4 学級であるが、これは統合時に第十中学校の通学区域の一部を第二中学校に変更することを加味してのものである。第三中学校と第十中学校の生徒数の推計値を合計すると各学年 4 学級となり、また、住民登録数から将来的な生徒数増加が見込まれることから、校舎の建築にあたっては、各学年 5 学級まで対応できるようにする。

【図 3】 統合新校の生徒数推計表

学校名	年度	30. 5. 1		31. 5. 1		32. 5. 1		33. 5. 1	
	学年	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第三・第十 統合新校	住登		**		**		**		**
	1	102	3	108	4	114	4	107	4
	2	115	3	105	3	111	3	118	3
	3	114	3	119	3	109	3	115	3
	計	331	9	332	10	334	10	340	10

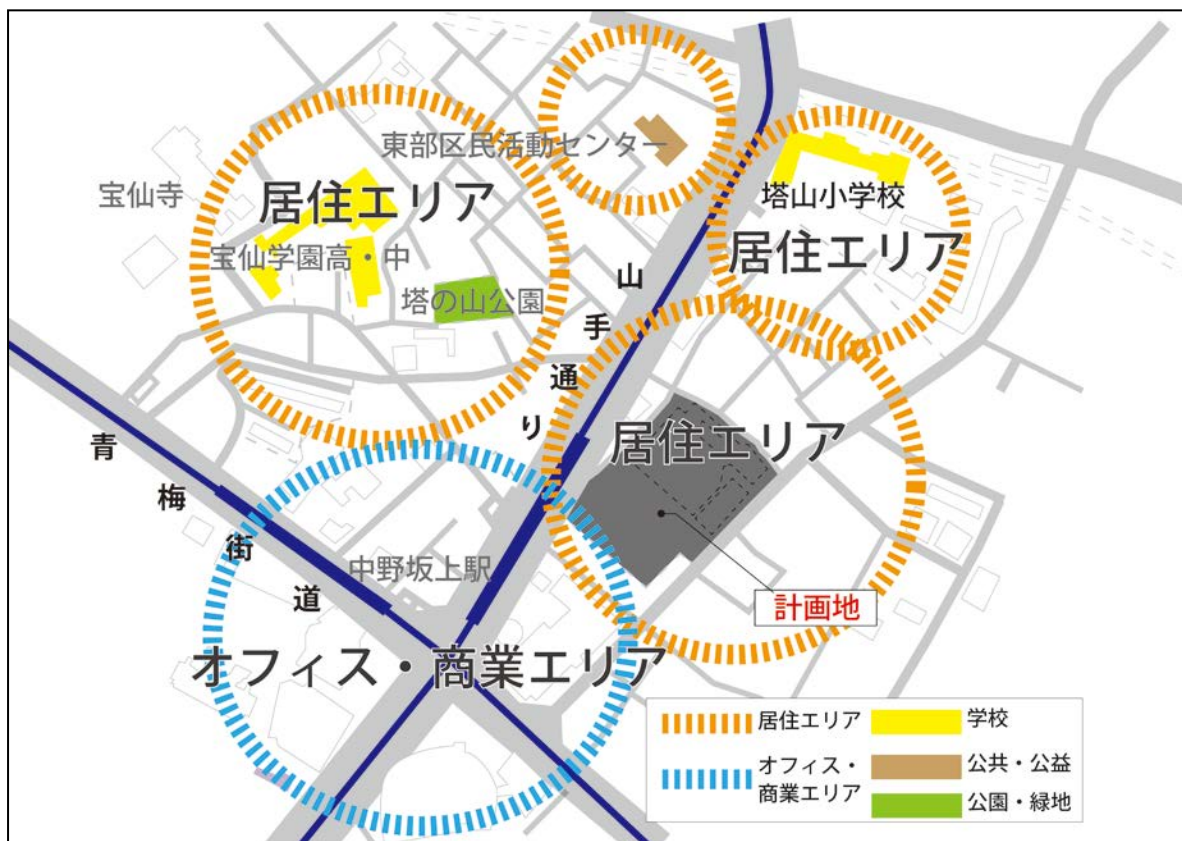
(参考) 統合前の両校の生徒数推計表

学校名	年度	28. 5. 1		29. 5. 1	
	学年	生徒数	学級数	生徒数	学級数
第三中	住登	110	**	124	**
	1	53	2	59	2
	2	54	2	56	2
	3	60	2	57	2
	計	167	6	172	6
第十中	住登	144	**	140	**
	1	81	3	79	3
	2	71	2	82	3
	3	85	3	71	2
	計	237	8	232	8
計	住登		**		**
	1	134	4	138	4
	2	125	4	138	4
	3	145	4	128	4
	計	404	12	404	12

2 計画地周辺に関する状況

(1) 計画地周辺の現状

計画地は山手通り沿いに位置しており、南側を通る青梅街道との結節点には中野坂上駅がある。中野坂上駅の周辺は高層オフィスや商業施設が広がっているが、計画地の北側には学校や居住エリアが集中している。



(2) 計画地の現状



①正門前道路



②西側搬入口



③北側道路



④東側道路



⑤東門入口



⑥西側中庭



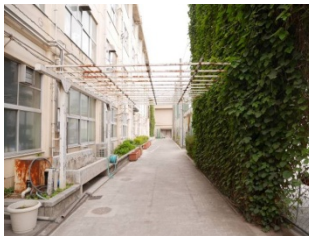
⑦体育館



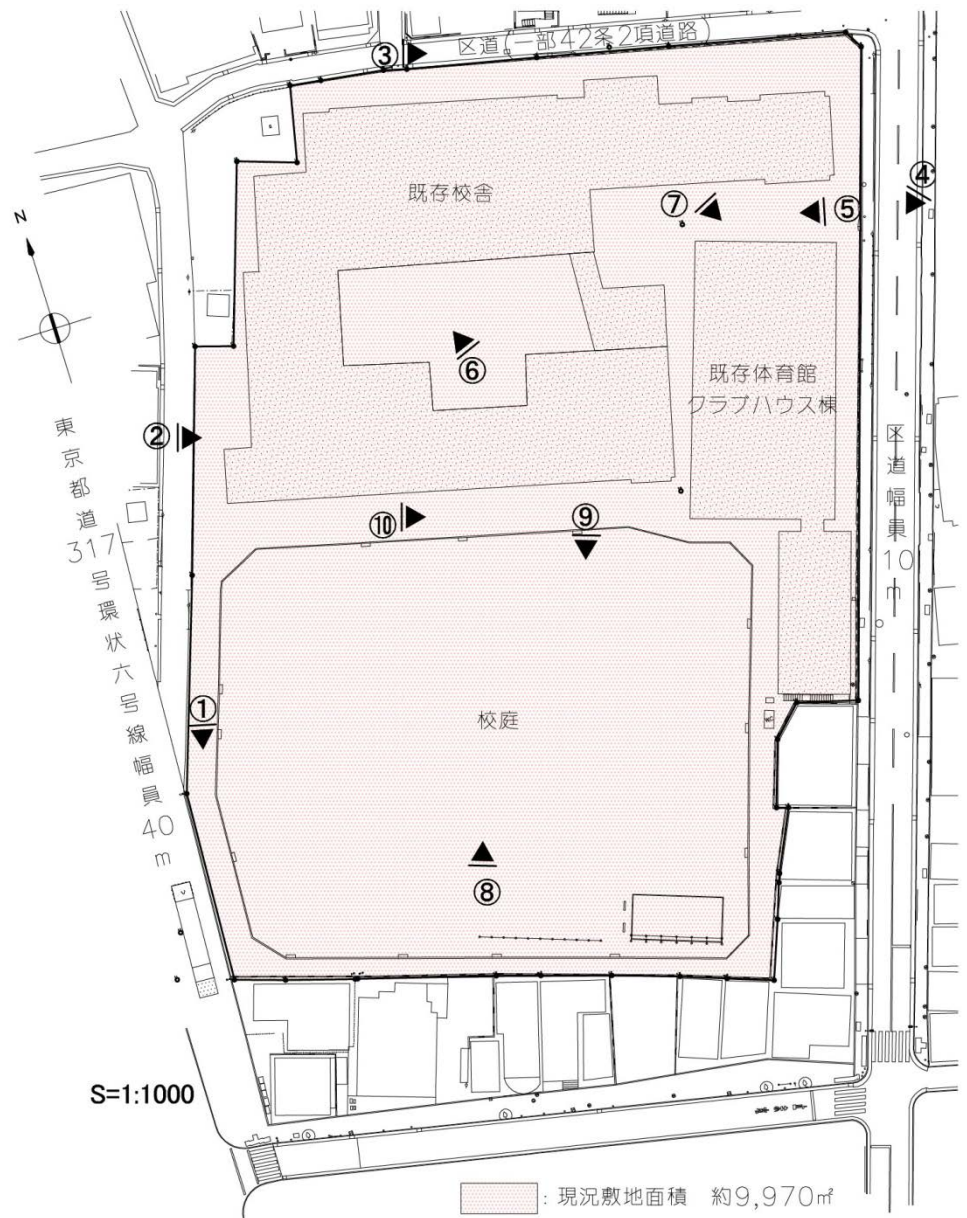
⑧校庭から校舎



⑨校庭から高層ビル



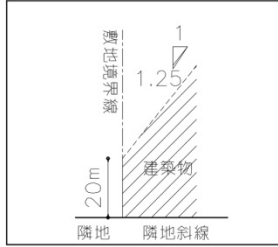
⑩校舎南側緑化フェンス



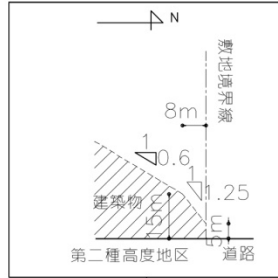
(3) 建築条件等

項目	内容	
所在地	中野区中央1丁目41	
敷地面積	約9,970㎡	
前面通路	北側:道路幅員 約4m、東側:道路幅員10m	
	西側:道路幅員 山手通り40m・正門前一部約4m	
	西側	東側
用途地域	近隣商業地域	第1種中高層住居専用地域
防火指定	防火地域	準防火地域
容積率	400%	200%
	245%	
建ぺい率	80%→100% (耐火建築物、角地緩和)	60%→80% (耐火建築物、角地緩和)
	84.5%	
許容延床面積	約24,400㎡	
許容建築面積	約8,400㎡	
高度地区	無し	第二種高度地区
隣地斜線	31m 2.5	20m 1.25
道路斜線	20m 1.5	20m 1.25
日影規制	無し	3時間以上-2時間以上 4m 5時間以上-3時間以上 4m

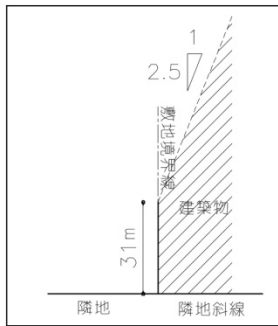
斜線制限図



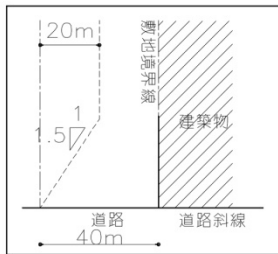
第一種中高層住居専用地域における
隣地斜線制限



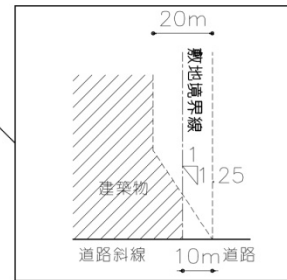
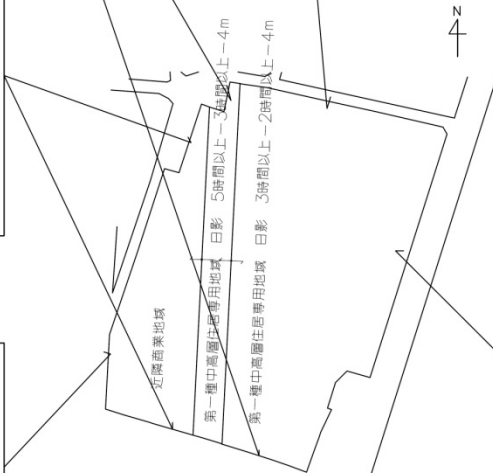
第二種高度地区における
高さ制限



近隣商業地域における
隣地斜線制限



近隣商業地域における
道路斜線制限



第一種中高層住居専用地域における
道路斜線制限

(4) 関係法令・条例・指導要綱等

本計画に関連する法令・条例・指導要綱等を以下に整理する。

① 関係法令

ア 教育関連

- 学校教育法
- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律
- 学校図書館法
- 学校保健安全法
- 学校給食法
- 社会教育法
- スポーツ基本法

イ その他建築関連

- 建築基準法
- 都市計画法
- 消防法
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル衛生管理法）
- 文化財保護法
- 食品衛生法
- 健康増進法
- 高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- 景観法
- 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

② 条例・指導要綱等

ア 東京都

- 東京における自然の保護と回復に関する条例
- 東京都環境基本条例
- 東京都建築安全条例
- 東京都福祉のまちづくり条例
- 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- 東京都景観条例
- 水の有効利用促進要綱
- 高齢者・障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）
- 東京都火災予防条例

- 食品製造業等取締条例
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

イ 中野区

- 中野区環境基本条例
- 中野区雨水流出抑制施設設置指導要綱
- 中野区自転車等放置防止条例
- 中野区プールの衛生管理に関する条例
- 中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例
- 中野区事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱
- 中野区事業用大規模建築物における再利用対象物保管場所設置基準及び事務取扱要綱
- 中野区大規模建築物における一般廃棄物保管場所の設置基準及び事務取扱要綱

3 統合新校校舎等整備の基本的な考え方

(1) はじめに

中野区立小中学校再編計画（第2次）に基づき、現在の第十中学校を改築し、校舎・体育館・校庭とも充実した教育活動を可能とする規模や機能を十分に確保しつつ、第三中学校・第十中学校の統合新校の校舎を整備する。

これに加えて、新しい中野をつくる10か年計画（第3次）に基づき、中野坂上の交通利便性、交通結節点といった立地条件を踏まえ高層化による敷地の有効活用を図り、図書館や子ども家庭支援センター、教育センターを複合併設する。

(2) 導入する機能

中学校の他に、複合施設には、多様化・複雑化する子育てや教育の問題に総合的な対応を図るため、教育センター（教育相談）と子ども家庭支援センターとを一体化した機能を導入する。さらに、導入に当たっては、将来的に設置（移管）を目指す児童相談所と統合した（仮称）総合子どもセンターとして整備し、切れ目のない効果的な相談・支援機能等を一体的に提供できる施設とする。

また、教育センターの研究・研修機能を導入するとともに、東中野図書館と本町図書館を移転統合した新しい図書館として、立地や中学校等との複合といった環境を活かし、ビジネス支援や教育・子育て支援等の専門的的特性のある課題解決型の支援機能、並びに、インターネット環境の拡充による利便性を向上した図書サービス機能を導入する。

併せて、地域や区民の暮らしの中長期的な変化等も視野に入れつつ、防災機能をはじめ地域のコミュニティ活動等にも配慮した機能を導入する。

(3) 各機能（施設）の主な特徴

① 中学校

■基本コンセプト

今後さらに地域の多くの人々が新校を支え、生徒一人ひとりを大切に育て、共に育っていく「地域と共にある学校」をつくる。

学校施設は、「中野区立小中学校施設整備計画」を基本としつつ、多様な学習形態に対応できる環境や、障害のある生徒への配慮など、学習や生活の場として良好な環境を整えるとともに、十分な防犯性や防災性、安全性を備えた安心な施設環境を確保する。

また、校庭は面積・機能・形状ともに現状よりも拡充し、スポーツ教育環境を充実させる。

なお、体育館・校庭等の学校開放をはじめ、PTAや地域コミュニティ活動等の活動拠点、災害時の避難所など、多機能性をもった学校施設とする。

○ 地域・学校・家庭との連携が図りやすい施設

地域拠点である学校を中心に、地域・学校・家庭のコミュニケーションが活性化

し、地域全体のつながりが増し、まちの魅力が高まる施設

○ 多機能・高機能で長期持続可能な施設

学校機能に加え、スポーツ、地域活動の拠点、災害時の避難所機能など、柔軟に対応できる多機能・高機能な施設であるとともに、施設の標準化、シンプル、コンパクトな構造により長期持続可能な施設

○ 統合と公共施設併設によるスケールメリットを活かした施設

学校と公共施設が連携しやすい配置計画など、併設のメリットを活かす効率のよい設計を行なうとともに、ライフサイクルコストも踏まえた施設整備

■具体的な機能

○ 生徒のための多彩な学習機能・日常生活機能

- ・日常的にICT 利用が可能な普通教室、少人数指導教室
- ・オープン化可能な可動間仕切りの多目的教室(アクティブラーニングスペースとしても活用)
- ・明るく、清潔で快適な トイレスペース

○ 地域交流を育む機能

- ・誰もが使いやすい、徹底したユニバーサル・デザイン
- ・大きめで目につくわかりやすいサイン計画
- ・地域の歴史的史跡等を親しみやすく紹介・展示
- ・既存樹木を活かした環境作り

○ 区民の社会参加を促す生涯学習機能

- ・区立図書館と連携する学校図書室
(「芹沢文庫」を活かした、地域の人が気軽に立ち寄れる特別展示室を併設)
- ・区民健康促進拠点としての屋内運動場と校庭

○ 地域の防災活動拠点機能

- ・プールの水を利用した災害時対応トイレ
- ・一時宿泊対応として武道場の畳を活用
- ・校庭に面した使いやすい備蓄倉庫
- ・太陽光発電+蓄電設備(将来対応含む)、発電機の備え
- ・雨水貯留と再生水のトイレ洗浄・植栽散水利用
- ・災害時対応を想定した車両進入・物資運搬経路の確保、校庭配置

② (仮称) 総合子どもセンター (児童相談所・教育相談機能)

■基本コンセプト

児童相談所が設置(移管)されることを想定し、以下の機能を持つ(仮称)総合子どもセンターとする。児童相談所の開設までの間は、現在の子ども家庭支援センターと教育センターの教育相談機能との統合施設としてスタートする。

(仮称)総合子どもセンターでは、地域の関係機関（警察、民生・児童委員、医療機関、社会福祉協議会等）との連携強化（要保護児童対策地域協議会の強化等）をはじめ、地域の担い手資源を最大限に生かし、子ども・教育にかかる専門性の高い相談支援・指導・措置等、切れ目のない支援等を迅速、的確、総合的に展開する。

また、対応事例や、課題を持つ子ども・若者をめぐる環境の変化等について分析、検証を行いノウハウを蓄積するとともに、区内大学の関連学部等の知見を活用し連携を進め、課題を持つ子ども・若者や家庭にかかる対応方針の確立や政策立案を行うなど、関係機関や区の関連部署の対応力強化の支援を担う。

■具体的な機能

総合的な窓口において、相談時のアセスメントや主訴に基づき、直ちに適切な担当につなぐほか、ケース会議等での情報共有を行いつつ、以下の「b～d」の機能が分担してあるいは連携して対応する。

a 相談機能の一元的対応

養護、障害・発達、非行、不登校、教育、性格・しつけ・適性・ひきこもり等の課題を抱える子ども・若者とその家庭に対して、福祉、心理、教育等の専門的知識・技術を用いた総合相談を一元的に実施し、ワンストップで対応するほか、虐待通告機関としても位置づける。

なお、相談対応は、状況に応じて、来室（面接）、電話、インターネット、アウトリーチで実施するものとし、受付時間や相談の曜日・時間帯を拡大するほか（教育相談を含む）、フリーダイヤルの導入など、24時間365日の緊急対応体制を整える。

b 子ども・若者専門的支援・指導機能

○ 子ども虐待・非行等対応機能

子どもに対する虐待や子どもの非行等の相談について、調査、診断、判定、支援方法の決定等を行い、在宅における支援、指導、施設入所等措置、家庭復帰支援等を実施する。

○ 社会適応支援機能

ひきこもり等により社会生活への適応に課題のある若者とその家庭に対して、本人と家族の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながる支援のコーディネートを実施する。

c 特別支援教育対応機能

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズの把握と適切な教育や指導、支援、巡回相談を通じて、一人ひとりの発達段階に応じたきめ細やかな対応をしていく。

d 適応指導教室

不登校児童・生徒とその家庭に対して学習指導や教育相談等による適応指導を実施する。発達障害への対応も含め機能を高めていく。

■一時保護施設等

児童相談所の設置にあたって必要とされる、一時的に子どもを保護・観察する一時保護施設については、広域的な施設として他区との共同設置も視野に入れて検討することとし、(仮称)総合子どもセンターとは別に確保することを予定し検討していく。

③ 教育センター (教育研究・教員研修等)

■基本コンセプト

グローバル人材の育成や小中連携教育の充実、学力・体力の向上、心の教育の充実など、学校教育における様々な課題に適確に対応し専門性をもって解決に当たれるよう、教育研究を一層充実させるとともに、研修を通して教職員の人材育成や学校教育の充実を図る。

教育研究の結果を研修内容へ反映活用し、教職員の教育力の向上を促進する。

■具体的な機能

a 教育研究機能

研究分野を主に教育課題とカリキュラムに二分して設定し、併設の図書館の蔵書資料等も活用しつつ、質の高い教育研究を行う。

b 教員研修機能

教員ニーズの高い適時性のある教育課題を中心として具体的かつ実践的な研修を企画するほか、指導力の優れた教員を認定する「教育マイスター」制を活用した公開授業形式の研修などにより、教員の指導力の養成を進める。

図書館併設の研修室を活用し勤務時間外の研修会会場として活用するなど、教員の自主的な研修環境を整える。

④ 図書館

■基本コンセプト

「区立図書館の今後の取組(考え方)」(平成27年4月策定)等に基づき、区民の学びと自立を支える課題解決支援型の機能を明確にして、地域文化を創造・発信していく「知の拠点」としての役割を担うものとする。

立地や(仮称)総合子どもセンターとの複合といった環境を踏まえ、一般図書・資料に加えビジネス支援や子育て支援など課題解決支援型の特色ある蔵書構成とするとともに、区民や勤労者の学習活動や調査研究、あるいは区民の自主活動等に直接的に役立つような専門的な相談や支援、取組み等の機能を付加する。

■具体的な機能

a ビジネス支援・子育て支援の機能 (課題解決支援機能)

- 勤労者・学生のキャリアアップ、就業、起業等に役立つ、専門的な蔵書や商業データベース等を活用したレファレンス・サービスや創業相談、ビジネス研究会

などの機会も提供する、ビジネス支援型を特色とした図書館とする。

- (仮称) 総合子どもセンター等との併設を活かし特別支援教育やいじめ・不登校など教育や子育てに関する図書・資料やレファレンス・サービスを充実するほか、育成活動の担い手情報の提供など地域の子育て支援活動への支援サービス等を提供する、教育・子育て支援型を特色とする。

b 地域文化の発信

第三中学校に設置している芹澤光治良の資料を収蔵する「芹澤文庫」を引き継ぎ、中野ゆかりの作家などの資料・文献を収集するとともに、特徴的な地域資料を収集・発信するなど、地域に関する情報発信を充実させる。

c グローバル化への対応

増加する外国人やグローバル化社会への対応のため、従来の区立図書館では蔵書数が少なかった英語など外国語の図書・資料を拡充し、在住外国人向け日本語資料など、異文化理解のための資料等の充実や交流機会の提供を進める。

d 関係機関等との連携

- 産業振興センターやハローワーク、産業団体、大学、町会などの関係機関や団体等との連携を進め、ビジネス支援や子ども読書活動、親子向けの交流事業などのサービス展開を図る。
- 館内に留まらず、小中学校や高齢者施設、地元商店街等へ出向いて事業を実施する。

e 利用環境の向上

- 障害者や高齢者等への配達サービス等に加え、電子書籍の導入やタブレット等のICT環境を整備し、24時間いつでも自宅や職場等での閲覧や都合のよい図書館等での貸出返却ができる利便性の向上を図る。
- 学生や勤労者の調べものや調査研究、資料作成等に集中できる環境や、ビジネス交流やPR活動発表等に活用できる環境を整備する。
- 乳幼児親子や障害者等も読書に親しみやすいよう、ユニバーサルデザインの導入などにより、読書活動等に適した快適性を確保する。

4 全体施設計画

(1) 複合施設の整備

① 各施設の配置等

- ア 学校部分は、他の施設と完全に区分けし、教育活動及び安全面・機能面に十分に配慮する。学校は、施設全体の低層部に配置し、他施設からの視線・防音に配慮する。
- イ 通学区域が拡大することから、校門、昇降口の配置に配慮するとともに、複合施設利用者の出入口については、学校施設の配置を踏まえた配置とする。
- ウ 屋内運動場、校庭については、地域への開放や災害時の避難所機能を踏まえた配置とする。なお、屋内運動場は、避難所機能を有することから備蓄倉庫とともに地上部に配置する。
- エ (仮称) 総合子どもセンターは、子ども・若者とその家庭が、安心して施設を利用できるよう、進入経路は相互に視界に入らない工夫(デザイン・専用動線等)を施すなど、プライバシーに十分に配慮する。
- オ 相談受付から相談へのワンストップ窓口を設置し、相談内容により相談室への適切な誘導を行なう。なお、相談室は、相談件数の増減や業務変更等にも対応できるフレキシブルな施設とする。
- カ 教育センター内の教育研究室や研修室と図書館とが連携し、教育研究の成果物と教育や子育て関連の図書資料の配架の一体性をもたせる。

② セキュリティ機能の考え方

施設配置や人的な管理体制を含め、安全管理に十分留意する。

- ア 学校、(仮称) 総合子どもセンター、図書館の出入口はそれぞれ完全に分離し、学校以外の利用者は、不用意に校内に立ち入ることができない動線とする。
- イ 学校においては、学校開放の利用者が校内に立ち入ることがないように、開放エリアとそれ以外のエリアの区画に配慮する。
- ウ それぞれの施設の利用日や利用時間に応じたセキュリティ設備を検討する。

(2) 施設規模の整理

各施設が備えるべき機能・施設規模を、以下の表に示す。

① 中学校

※普通教室1室を1コマとする

種類	室名	規模※	室数	合計	備考
		(コマ数)		コマ数	
普通教室	普通教室(+予備室)	1	18	18	各学年5教室(学級)+1×3学年
特別教室等	第一理科室・準備室	2	1	2	第一理科室・準備室(兼用)
	第二理科室・準備室	1.5	1	1.5	第二理科室
	美術室・準備室	2	1	2	美術室・準備室
	技術室・準備室	2.5	1	2.5	第一・第二技術室共用、準備室
	第一音楽室・準備室	2	1	2	第一音楽室・準備室
	第二音楽室・準備室	1.5	1	1.5	第二音楽室・準備室・楽器庫
	家庭科室・準備室	2.5	1	2.5	第一・第二家庭科室共用、準備室
	図書室・準備室	2.5	1	2.5	図書室・準備室、情報コーナー
	多目的室	1.5	1	1.5	
	コンピュータ室	1.5	1	1.5	多目的室兼用
	少人数指導教室	0.5	3	1.5	
	特別支援教室	1	1	1	※広さ、仕様については別途検討
管理諸室	職員室	2.5	1	2.5	打合せコーナー含む
	校長室	0.5	1	0.5	応接機能含む
	事務室	0.5	1	0.5	
	主事室等	0.5	1	0.5	委託業者控室を含む
	保健室	1	1	1	
	教育相談室	0.5	1	0.5	
	進路指導室	0.5	1	0.5	
	印刷室	0.5	1	0.5	
	倉庫・教材室	0.5	6	3	
	教職員更衣室	0.5	2	1	男女各1
	放送室	0.5	1	0.5	
	会議室	1	1	1	
	職員・来客トイレ	0.25	2	0.5	男女各1
給食室	給食室	5	1	5	約360㎡
屋内運動場	屋内運動場	20	1	20	アリーナ、ステージ、器具庫等、武道場兼用
	プール関係諸室	2.5	1	2.5	更衣室、機械室、倉庫等
共用	昇降口	1.5	1	1.5	
	エレベーター	0.75	1	0.75	
その他	生徒用更衣室	0.5	2	1	
	生徒会室	0.5	1	0.5	
	PTA室	0.5	1	0.5	
	備蓄倉庫	1	1	1	
その他共用部	廊下・階段・トイレ等			46.91	
合計				132.16	約9,516㎡

1コマ(普通教室1教室分)は、既存の教室寸法(9m×7m)より横を1m大きくし9m×8m=72㎡とする。

② (仮称) 総合子どもセンター

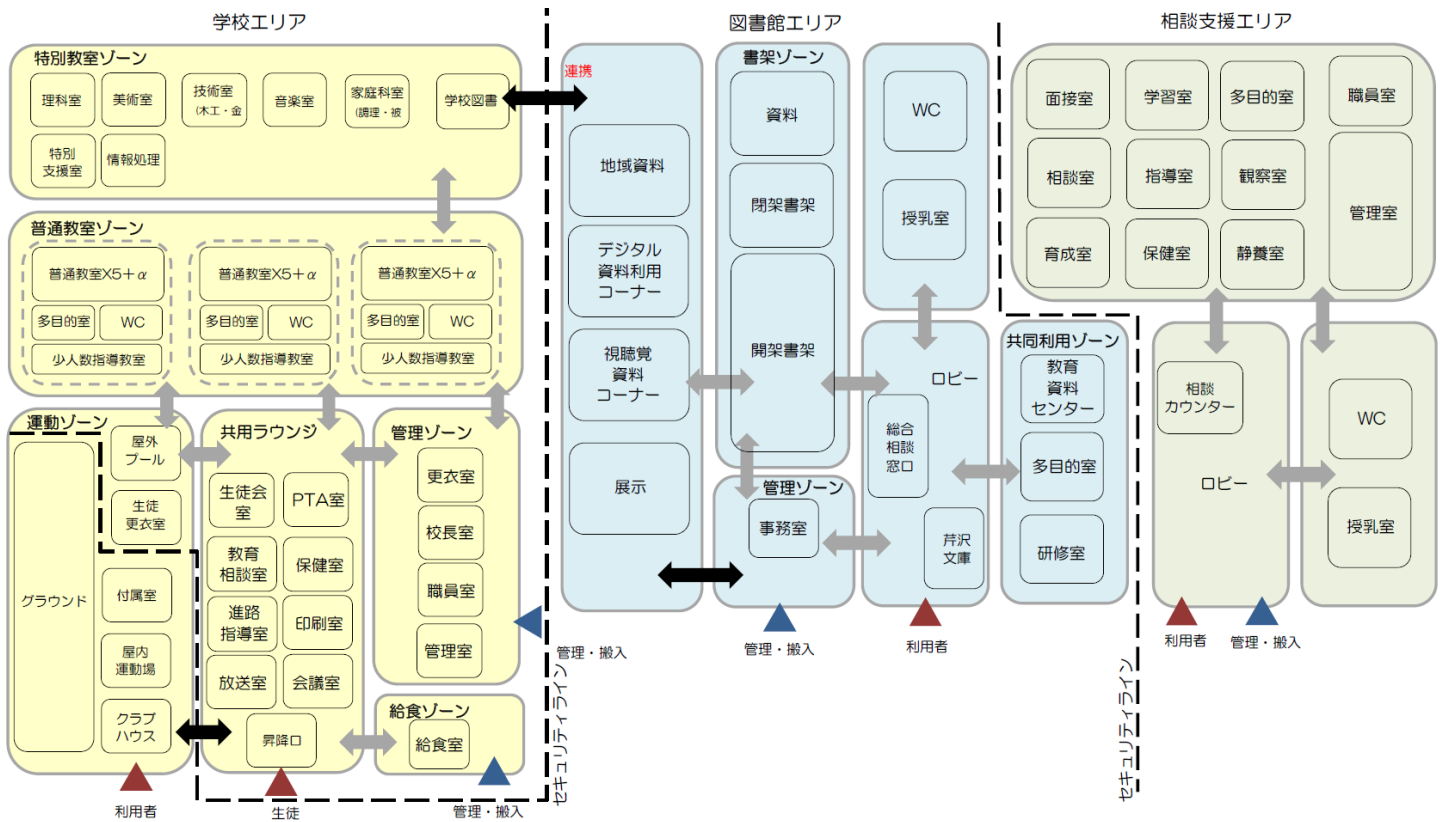
分類	名称	用途等	必要とする面積	必要数等(共用数)
相談機能等共用	相談室	本人・家庭の相談用個室 相談室大は乳幼児対応ができる畳スペースを設置 出入口2方向確保(部屋続きも可)	小 12㎡程度 大 24㎡程度	12室を共用
	観察室	相談、指導時の様子の観察、観察ガラス加工 防音仕様	8㎡程度	2室を併設
	プレイルーム大	親子作業等による家庭復帰支援等用指導室 実習等指導室	55㎡程度	1室を共用
	プレイルーム小	親子状況観察等	40㎡程度	3室を共用
	相談カウンター・職員控室	相談カウンター3～5ブース程度、背後に相談員控室(4～5名程度) 相談員控室内に3～5ブース程度設置	40㎡程度	
	電話・ネット相談室			
	医療相談室	医師による相談・診断・指導室	20㎡程度	医師の控スペース込み
	心理相談室	児童心理司等による相談・診断・指導室(愛の手帳判定含む)	15㎡程度	2室を共用
	職員執務室	職員座席(70名程度)、事務物品等保管スペース	610㎡程度	
	打合せスペース	30名程度 ケース会議・受理会議等	50㎡程度	
適応指導教室専用	受付	入口・受付(他の相談機能とは動線やエレベータ利用等が重ならないこと)	18㎡程度	職員室とつながっていても可
	職員室	適応指導教室開室時の相談員の執務室(児童・生徒への対応が可能)	40㎡程度	1室
	学習室大	集団での学習室(学校の教室と同じ仕様、40人の学習が可能)	60㎡程度	1室
	学習室中	集団での学習室中	40～60㎡程度	1室
	学習室小	10人程度の児童・生徒の個別学習等に対応	30㎡程度	1室
	多目的室	集団でのゲーム、軽い運動が可能	60～70㎡程度	1室
	面接室	通級児童・生徒及びその保護者との面接室、個別学習室としての利用も可能	8～12㎡程度	3～4室
	倉庫	アセスメントシートや相談記録、教材教具等の保管	25㎡程度	1室
その他共用	エントランス	1Fエントランス		
	更衣室	男女別ロッカールーム		
	センター所長室		15㎡程度	
	倉庫	2～3室に分けて使用	100㎡程度	
	大会議室	関係機関との会議、ケース会議等	80㎡程度	1
	小会議室	関係機関との会議、ケース会議等	30㎡程度	教育センター機能と共用
計(※上記機能の他、廊下・階段・トイレ等共用部含む)			3,300㎡程度	

③ 図書館、教育センター(教育研究・教員研修等)

機能	必要とする面積
書架	958㎡程度
閲覧席	83席(179㎡)程度
閲覧滞在スペース (喫茶コーナー、ブラウジングスペース、おはなし室、絵本コーナー)	159㎡程度
特別室 (芹沢文庫、グループ研究室、ボランティア活動室、YAルーム)	176㎡程度
事務スペース	120㎡程度
閉架等バックヤード	230㎡程度
教育センター(研修室等)	700㎡程度
総面積(※上記機能の他、廊下・階段・トイレ等共用部を含む)	4,163㎡程度

(3) 諸室の機能図

以下に、諸室配置の条件を示す。



普通教室ゾーン

- ・普通教室 15 教室
- ・予備室 3 室を設ける
- ・少人数教室を隣接させる
- ・通風と採光の環境を確保する
- ・学年ごとのまとまりに留意する
- ・教科教室型への変更も考慮する

特別教室ゾーン

- ・学校図書室とコンピューター室を隣接させる
- ・音楽室の防音に配慮する
- ・家庭科室の衛生環境に配慮する

運動ゾーン

- ・体育館、武道場、クラブハウスは地域開放に配慮した配置とする
- ・プールは屋上とし、プライバシーに配慮する

共用ゾーン (※学校エリア)

- ・正門やグラウンドからの動線に配慮する
- ・通風と採光に配慮する
- ・セキュリティ計画に留意する

管理ゾーン (※学校エリア)

- ・職員室、校長室は校庭に面し、防犯上の配慮を行なう
- ・主事室において外来者の出入りを管理する
- ・図書館、(仮称) 総合子どもセンターとの動線に配慮する

給食ゾーン

- ・給食食材の搬入、ごみの搬出などの車両動線に配慮する
- ・臭気や音について、近隣環境に配慮する
- ・各階に配膳室を設ける

書架ゾーン（※図書館エリア）

- ・自動貸出返却機と盗難防止装置を各階に設置する
- ・書籍の閲覧がしやすいよう、書架の配置に留意する

管理ゾーン（※図書館エリア）

- ・貸出処理をしていない図書が持ち出されることのないよう対策する

共同利用ゾーン（※図書館エリア）

- ・研修室利用に伴う図書館利用者への防音対策に留意する
- ・教員作成資料や区で使用している教科書の展示スペースを設置する

相談支援ゾーン（※（仮称）総合子どもセンターエリア）

- ・適応指導教室とは階層を分けて相談支援エリアを配置する
- ・職員の執務室及び打合せスペースはワンフロアに配置する

(4) 各種計画

各種計画概要は、統合新校校舎等改築の基本的な考え方等を踏まえ、以下に整理する。

①配置計画

- ・ 校舎棟並びに体育棟は、南西側にまとめ、校庭は北東側に配置する。
- ・ 校庭は現在の第十中よりも広い校庭とし、トラック 150m程度を確保する。
- ・ 校舎棟は、東向きを主体とし、できるだけ十分な日照、採光、通風が確保できる教育環境として整備する。
- ・ 図書館と（仮称）総合子どもセンターは、南西角に配置する。
- ・ 図書館と（仮称）総合子どもセンターの動線に十分に配慮し、計画する。

②平面計画

- ・ 普通教室は、主として東向き採光とし、均一な教育環境を確保する。
- ・ 職員室、校長室、保健室など管理諸室は、学校への出入りを確認できる低層階に配置し、普通教室、特別教室等の学習スペースは、中層階ならびに上層階に設置する。
- ・ 生徒の昇降口は、敷地の北側・東側からの通学や校庭への行き来が容易となるように配慮した配置とする。
- ・ 来訪者の昇降口は、山手通りからの出入りを想定し西側とし、図書館、（仮称）総合子どもセンターの出入口は中野坂上駅に近い南西側からとする。
- ・ プールは屋上に配置し、プライバシーに配慮する。
- ・ 地域開放を想定する部分（屋内運動場、クラブハウスなど）は、西側からの出入とし、建物内で学校専用とする部分との管理上の区分けを考慮する。

③構造計画

- ・ 構造は鉄骨鉄筋コンクリート造を基本として検討する（体育館の屋根部分は鉄骨造を基本として検討する）。
- ・ 構造負担が大きくなるため荷重が大きいプールは、建物全体の教室の上部に設置することを前提とする。

④設備計画

- ・ 安全性、信頼性が高く、機器更新やメンテナンスが容易な設備計画とする。
- ・ プールは屋外プールとする。
- ・ 体育館には空調を設置する。

⑤環境計画

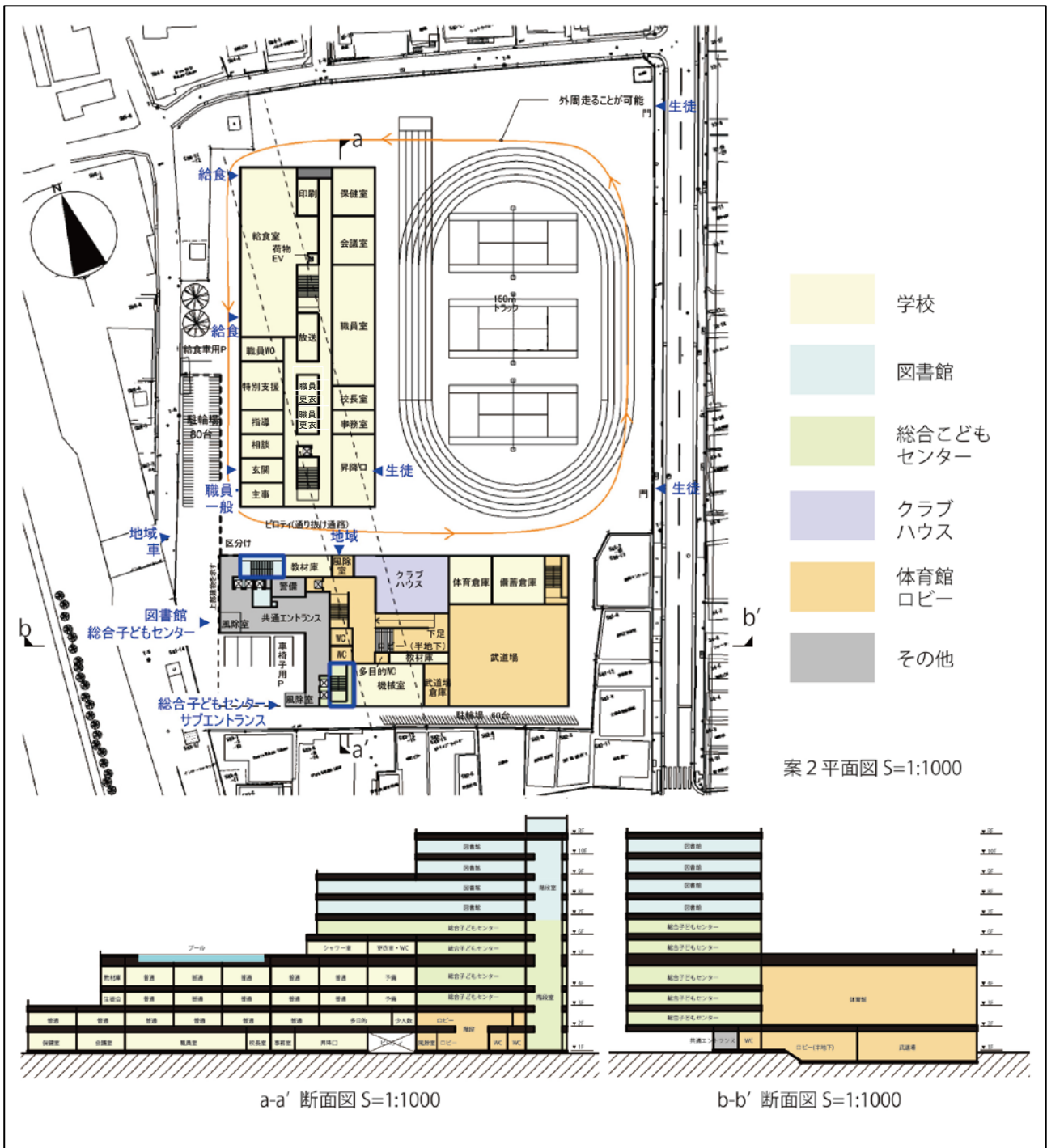
- ・ 太陽光パネルを設置する等、省エネルギーや環境に配慮した計画とする。

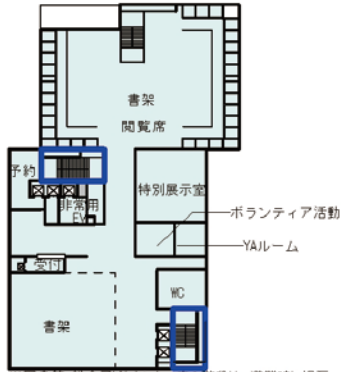
(5) 基本配置

学校施設を西側に、公共施設を学校の南側に配置する。

～学校を1～5階、(仮称)総合子どもセンターを2～6階、図書館を2階、7～10階に配置する～

- ・南側に屋内運動場を配置し、2～5階までとして、校庭から見た建物の圧迫感を低減すると共に、採光時間をできるだけ確保する。
- ・公共施設が学校建物の南側に配置され10階になるため、非常用エレベーターを設置する。





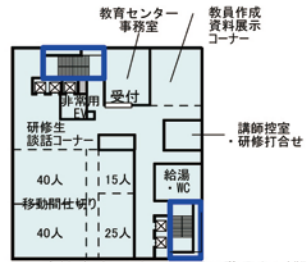
※図書館・総合子どもセンター内の階段は、避難時に相互利用可能とする。(省スペース化)

8F



※図書館・総合子どもセンター内の階段は、避難時に相互利用可能とする。(省スペース化)

7F



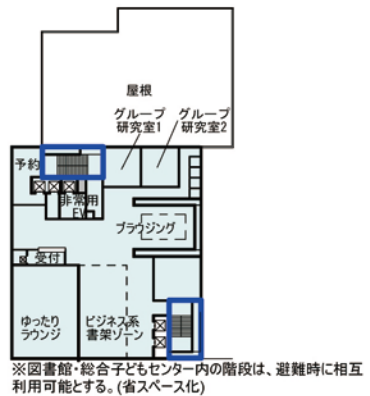
※図書館・総合子どもセンター内の階段は、避難時に相互利用可能とする。(省スペース化)

10F



※図書館・総合子どもセンター内の階段は、避難時に相互利用可能とする。(省スペース化)

6F



※図書館・総合子どもセンター内の階段は、避難時に相互利用可能とする。(省スペース化)

9F

(6) 基本配置に関する付則事項

(5) を複合施設の基本配置として定めるにあたり、以下を条件とする。

- ① 図書館利用者、(仮称) 総合子どもセンター利用者それぞれの出入り口を明確に区分した、わかりやすいメインエントランスとする。
- ② 各階停止となる非常用エレベーター及び付室の設置にあたっては、施設利用者の混乱が生じないように、位置や区画を工夫する。
- ③ 非常用エレベーターの設置に伴い義務付けられる、学校と公共施設との非常用連絡通路において、ベルトパーテーションスタンドなどの設置により、平常時の通行制限を徹底するなど、セキュリティを確保する。
- ④ 多層階となる複合施設の管理・運営にあたり、監視カメラなどを活用した効率的・効果的な管理体制を導入する。

(7) 外構計画

周囲の環境に配慮しつつ、生徒が安全で快適に過ごすことができ、また地域の顔となる公共施設としてふさわしい外構計画とする。

遊歩道空間の整備

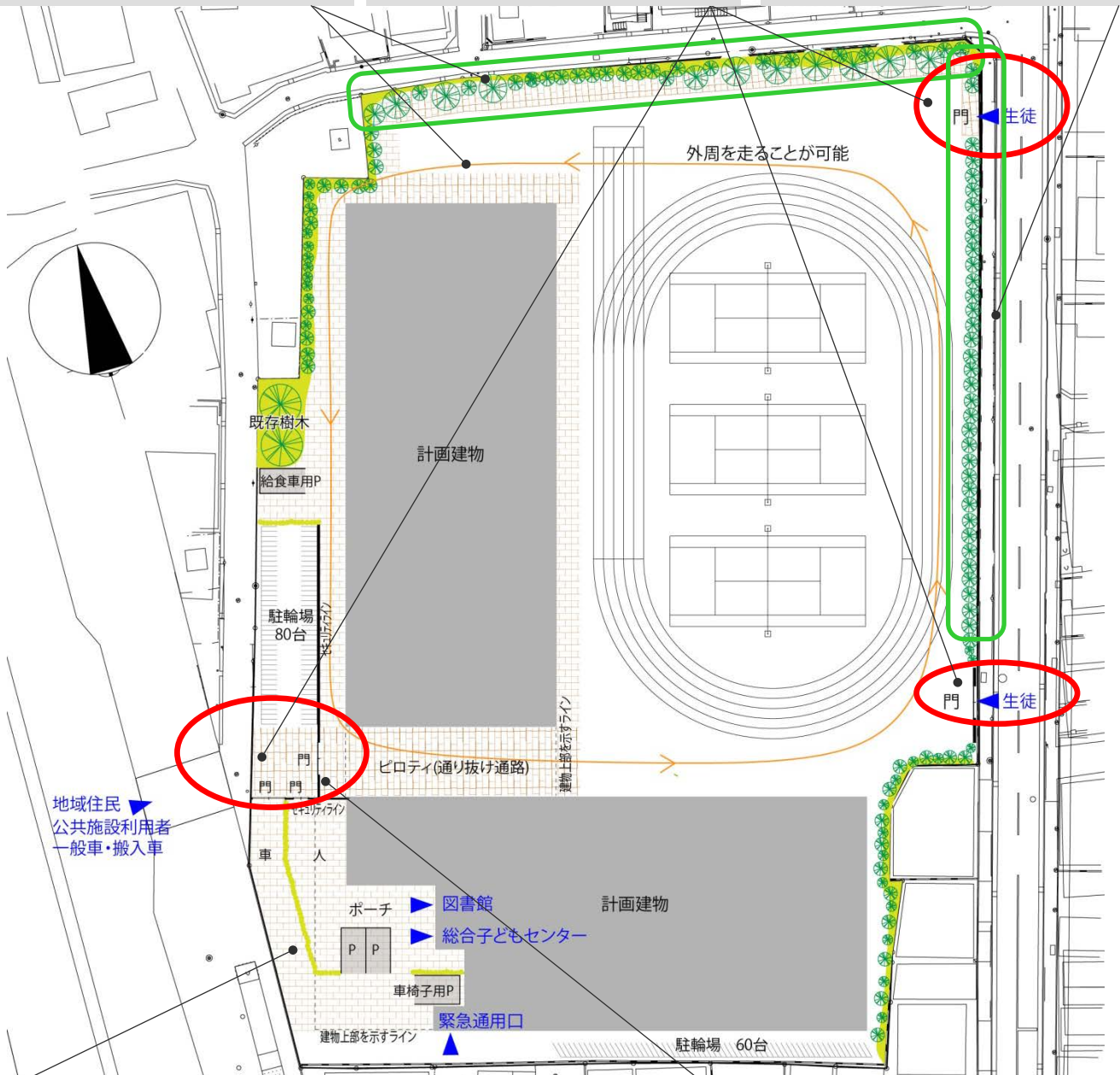
敷地北東側は、多くの生徒が通学時に歩行するため、植栽は中木から低木とし、遊歩道としての利用を見込んだ空間として整備する。建物西側には生徒がランニング可能なスペースを確保する。

敷地内動線計画

敷地北側と南側の校門は生徒の通学用の出入口として計画する。山手通りに面する校門からは、職員、保護者、給食搬入車両、区民施設への来客と車両等が出入し、車両と人の動線が交錯しないよう計画する。

緑のバッファの整備

敷地北側には住宅が計画されていることから、また東側には交通量がやや多い道路が面していることから、常緑樹を植栽し、緑のバッファを形成する計画とする。



公共施設のエントランス整備

地域の顔となる公共施設としてふさわしいエントランス空間を整備する。公共施設用駐車場と駐輪場への車と自転車のルートと、歩行者のルートとを分離することにより安全を確保する。

セキュリティーの確保

山手通りに面して敷地南西側に区民施設用の門を計画する。門扉には防犯カメラを設置し、門扉の開閉、防犯カメラのチェックは主事室にて行えるようにする他、必要な防犯対策を講じる。

(8) デザインコンセプト

本項目では、計画コンセプトをさらに具体化したデザインコンセプトを示す。また、デザインコンセプトに基づき計画イメージをあげる。

○デザインコンセプト

多様な生徒・学習に対応できる学校

- ・ 学校全体を見渡すことができ、空間を連続的に繋げる吹抜空間と階段・廊下
- ・ 普通教室は校庭に面し、比較的外部からの音や視線が気になりにくい場所に配置
- ・ 少人数教室と予備室を学年ごとに設置し、多様な学習プログラムに対応
- ・ 自主的な学習活動の中心とするために、学校図書室とコンピュータ室を隣接配置
- ・ 多目的室など学習成果を発表できる場を計画
- ・ 特別教室の相互連携利用を想定した配置と充実した施設整備
- ・ 職員室に近い位置に配置する特別支援教室
- ・ 物品の搬出入しやすさと厨房機器の配置のしやすさ（利便性）に考慮する給食室
- ・ 清潔で使いやすく、明るいトイレ

生徒の身心を健やかに育む学校

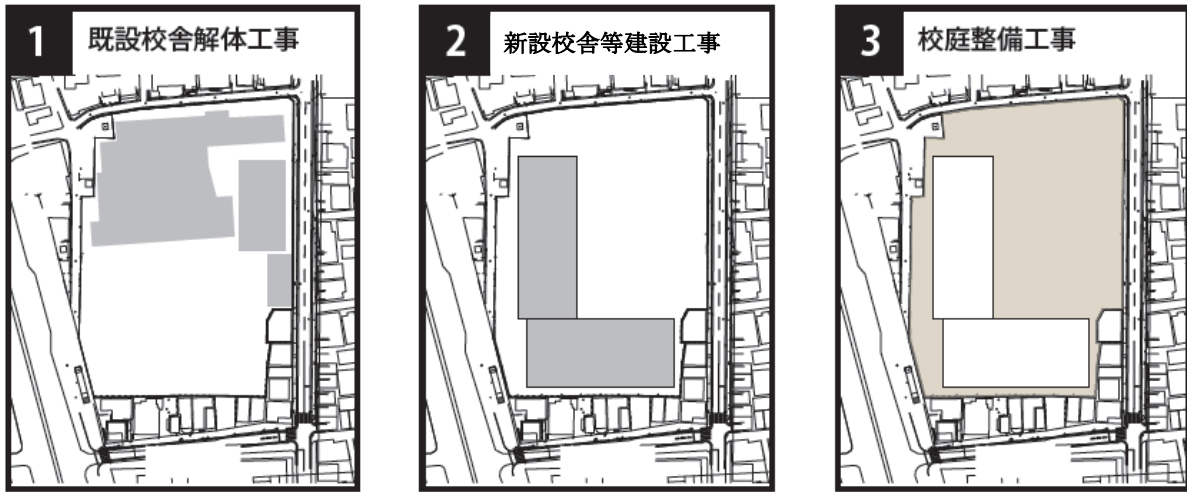
- ・ 各スポーツ競技の試合が実施できる広さのある屋内運動場、武道場の整備
- ・ 学校建物の屋上に周辺からの視線に配慮する屋外プールを整備
- ・ 現存する木々のできるかぎり保存した植栽計画とし地域の緑の拠点として地域貢献する
- ・ 緑豊かな学校とすることで、屋外活動や自然とのふれあいの機会を通し情緒教育を育む
- ・ 自然エネルギー（太陽光等）、環境配慮・環境学習の可能なシステム等の導入検討
- ・ 自然光、自然換気の活用、自然素材リサイクル材・健康素材・エコ素材の活用

地域と連携・共生する公共施設

- ・ 学校と公共施設の建物配置は明確に区分し、出入口も分離した安全な施設計画
- ・ 地域開放ゾーンのセキュリティラインを明確にし、セキュリティを強化
- ・ 識別しやすい色彩計画やサイン計画による、だれでもわかりやすい動線計画
- ・ 中野坂上駅に近く、3方向が道路に面した敷地の特性を生かした、外観・外構計画

5 工事計画

〈工事ステップ図〉



〈工事工程予定表〉

第三中学校・第十中学校統合新校及び（仮称）総合子どもセンター・図書館等複合施設の工事工程予定表は以下のとおりとする。

平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			基本設計																				
						実施設計																	
						解体設計																	
									建設工事														
																		供用開始					

6 今後の留意事項

教育委員会等での議論等を踏まえ、基本設計、実施設計を進める上での留意事項を整理する。

(1) 配置計画に関して

- ・複合施設として、学校、図書館、(仮称)総合子どもセンターといった各機能がわかりやすく、近隣建物に配慮した外観計画とする。
- ・学校・給食・地域・図書館・(仮称)総合子どもセンターなどの複数の動線ができる限り交錯しない計画とする。
- ・既存樹木をできる限り保存する。歩道や近隣住宅に対して配慮した外構計画、植栽計画を行う。
- ・日影規制、斜線制限を詳細に検討し、近隣にも配慮した上で計画をまとめる。
- ・校庭のトラックについては、運動会等における見学スペースの確保も考慮した配置・規模となるよう検討する。
- ・校舎内の諸室等、各施設の使い方に配慮し、より良い環境になるように検討する。
- ・駐車場、駐輪場は公共施設利用者が使いやすい場所に設置する。

(2) 平面計画に関して

- ・各施設共に建築基準法における単体規定(避難経路、階段の設置、居室となる教室の整理、防火区画等、建築物ごとの技術的な基準・規定)を整理し、平面に反映させる。
- ・各施設の運営の仕方を整理し、セキュリティ計画を検討する。
- ・諸室に必要とされる性能について、学校等にヒアリングを行い、諸室の仕様(仕上材、設置する備品、設備等)について整理する。
- ・校庭の整備にあたっては、冬季の凍結対策やメンテナンス方法、維持管理コストなどに配慮し、検討する。
- ・一足制の導入について検討する。
- ・図書館や(仮称)総合子どもセンターの運営方法や使い方を整理し、仕様や動線計画を検討する。

(3) 構造計画に関して

- ・平面、断面形状、柱スパン等から本計画に見合った構造種別の選定を行う。
- ・体育館、プールなどの特殊な用途の構造計画を整理する。
- ・合理的でバランスの取れた構造計画を検討する。
- ・地盤の状況、建物特性、風の影響等を考慮した計画を作成する。

(4) 設備計画に関して

- ・各所室の電気設備(照明、放送、電話、受変電、テレビ、インターネット、動力等)について検討する。
- ・図書館、音楽室等の設置を踏まえた防音対策を講じる。
- ・給排水衛生設備、空調換気設備について検討する。
- ・雨水排水計画について検討する。

- ・設備に係る必要なスペース(PS、EPS、機械室、電気室)を検討し、平面に反映させる。
- ・それぞれの施設の運営管理の仕方を詳細に検討し、運営時間の違い等に配慮した設備計画を作成する。
- ・体育館、プールの仕様を決定し、設備計画を作成する。

(5) 環境計画に関して

- ・本計画にて採用する環境手法(太陽光パネルの設置、省エネルギー機器の選定等)を選定し、CASBEE(※)による最高水準(A以上)となることを目指した計画とする。

(※): CASBEE (建築物総合環境性能評価システム)とは、建築物の環境性能で評価し格付けする手法である。